

登記されていないことの証明書等は、静岡県内は静岡市にある法務局(本局)の戸籍課でのみ発行しています。 ※支局・出張所での取り扱いはありません。

■申請書について

申請書は窓口にて備え付けています。

パソコンをお持ちの方は、静岡地方法務局ホームページ(<http://houmukyoku.moj.go.jp/shizuoka/>)で検索し、画面の右側の「業務のご案内」をクリック、中央の「成年後見登記」をクリック、「成年後見登記に係る証明書の交付について」をクリックし、画面を下にスクロールすると「6. 登記されていないことの証明書」があり、そこから申請書及び委任状をダウンロードすることができます。

■窓口請求するには

本人が申請	配偶者・四親等内の親族が申請	代理人が申請
①本人確認書類 (運転免許証や健康保険証等) ②印鑑(認印可) ③一通につき300円分の収入印紙	①本人確認書類 (窓口に来る方のもの) ②戸籍謄抄本(原本) (本人との関係がわかり、発行から3か月以内のもの。確認後、お返しすることも可能です。) ③窓口に来る方の印鑑(認印可) ④一通につき300円分の収入印紙	①本人確認書類 (窓口に来る方のもの) ②委任状 (本人の押印が必要です。) ③窓口に来る方の印鑑(認印可) ④一通につき300円分の収入印紙

※親族が本人の代理人として申請することもできます。

※登記されていないことの証明申請書には、住所及び本籍地を書く欄があるので、正確なものがわからない方は、住民票や戸籍謄抄本を持参すると便利です。

※成年後見登記の登記事項証書の手数料は一通につき550円です。また、登記番号若しくは生年月日及び住所(又は本籍地)を書く必要があります。

■郵送請求は東京法務局へ

郵送請求の場合には、申請書、上記必要書類(本人確認書類はコピー)及び宛名を書いて82円切手を貼った返信用封筒を下記までお送りください。10日前後で証明書が送付されます。

なお、静岡地方法務局では、郵送請求には対応していませんのでご注意ください。

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課

電話 03-5213-1360

■お問い合わせ先

〒420-8650

静岡市葵区追手町9-50 静岡地方法務局戸籍課

電話 054-254-3555 (音声ガイダンスが流れたら④を押してください。)

開庁時間 8:30-17:15 (土日・祝日除く)